

第1部 水産業・漁村の動向

第1部 水産業・漁村の動向

第1章 世界と我が国の水産業の動向

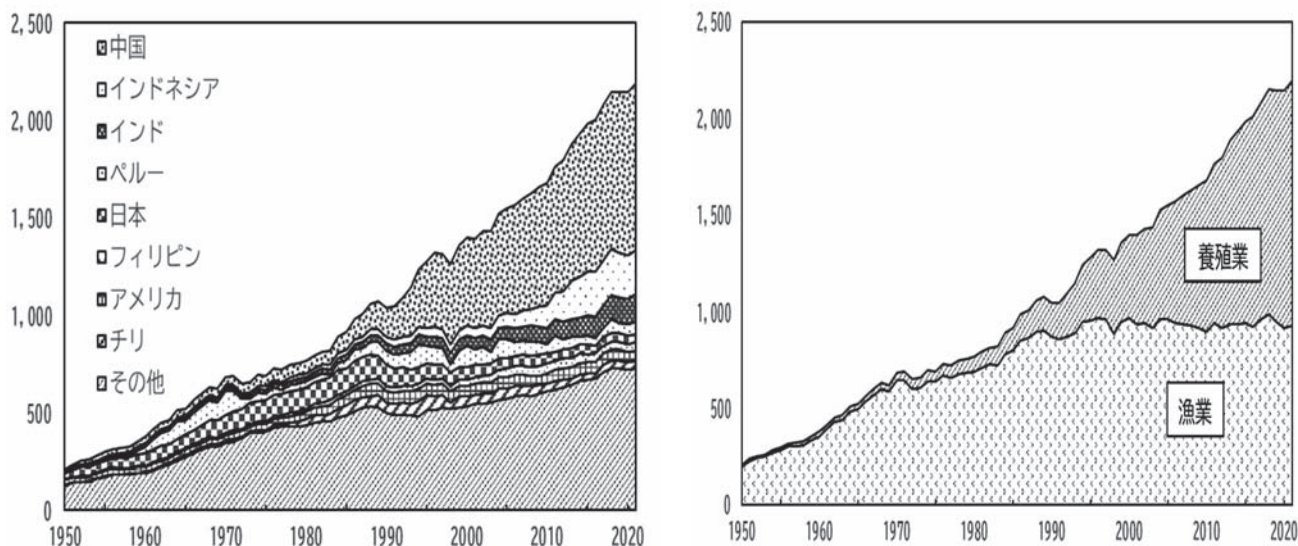
I 世界の漁業生産

世界の漁業と養殖業を合わせた生産量（F A O統計）は、中国の増大等を背景に増加傾向で推移しており、2021年（令和3年）は2億1,922万トン（対前年比2%増）と過去最高となりました。

国別では、中国が8,595万トン（同2%増）と世界の約4割を占め、次いで、インドネシアの2,182万トン（増減なし）、インドの1,443万トン（同9%増）が続き、日本は412万トン（同3%減）と第10位となっています。

漁業部門別にみると、養殖業の生産量が1億2,604万トン（同3%増）と、漁業の9,318万トン（同2%増）を上回っています。1990年（平成2年）頃から、漁業は横ばいの状況が続いている一方で、養殖業が大きく増加しており、2013年（平成25年）以降、養殖業が漁業を上回る状況となっています（図I-1-1）。養殖業では、コイ・フナ類、海藻類、カキなどの貝類などが多く生産されており、国別では、中国が生産量の約6割を占めています。

図I-1-1 世界の漁業生産の推移（国別（左）、漁業・養殖業別（右）：単位10万トン）



資料：F A O 「Global capture production quantity 1950-2021）、Global aquaculture production quantity 1950-2021）」

注：生産量は、魚介類と海藻類の合計である。

II 国内の漁業生産

我が国の海面漁業・養殖業の生産量は、平成元年以降、国際的な漁業規制の強化などから減少傾向で推移しておりますが、令和3年の生産量は412万トン（対前年比2%減）となり、ホタテガイやマイワシの漁獲量が増加した一方、カタクチイワシやスルメイカの漁獲量が減少しています。

また、生産額は昭和57年に過去最高の2兆7,621億円を記録した後、生産量の減少などにより減少傾向が続いています。令和3年の生産額は1兆2,581億円（同4%増）となっています。（図I-2-1）。

図I-2-1 海面漁業・養殖業生産の推移（全国）



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

注：生産量は生体重量。生産額は捕鯨を除く。

III 水産物の需給

令和3年度の国民1人・1日当たりの供給たんぱく質は77.7グラムですが、このうち水産物は12.4グラムと全体の16%を占め、穀類、肉類に次いで高く、また、動物性たんぱく質においても、供給量43.8グラムのうち水産物が28%を占めるなど、水産物は国民の重要な食料となっています。

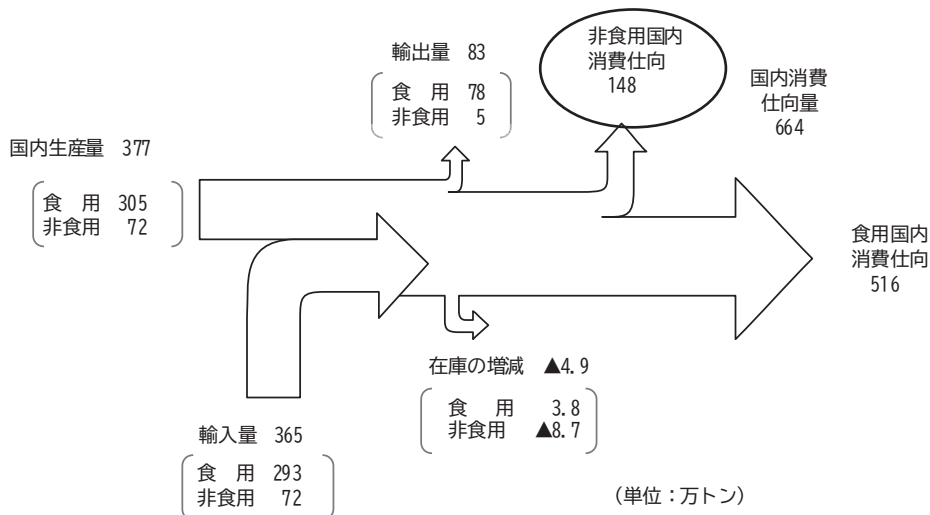
加えて、魚に含まれるDHAやEPAには「循環器疾患の予防や、中性脂肪の低下、認知症の予防に効果がある」などの健康に与える効果について多くの知見が蓄積されており、水産物は国民の健康を支える食生活の形成に大きく貢献しています。

国内における魚介類の消費は年々減少傾向にあり、令和3年度の国内消費仕向量は、664万トン（対前年比2%減）でした。

一方、我が国の水産物供給の状況を見ると、令和3年度の国内生産は377万トン（対前年比2%増）となっており、水産物の輸入量は365万トン（同6%減）となりました（図I-3-1）。

このような状況の中、令和3年度の我が国の食用魚介類自給率は、前年度を前年度並みの59%となりました（図I-3-2）。

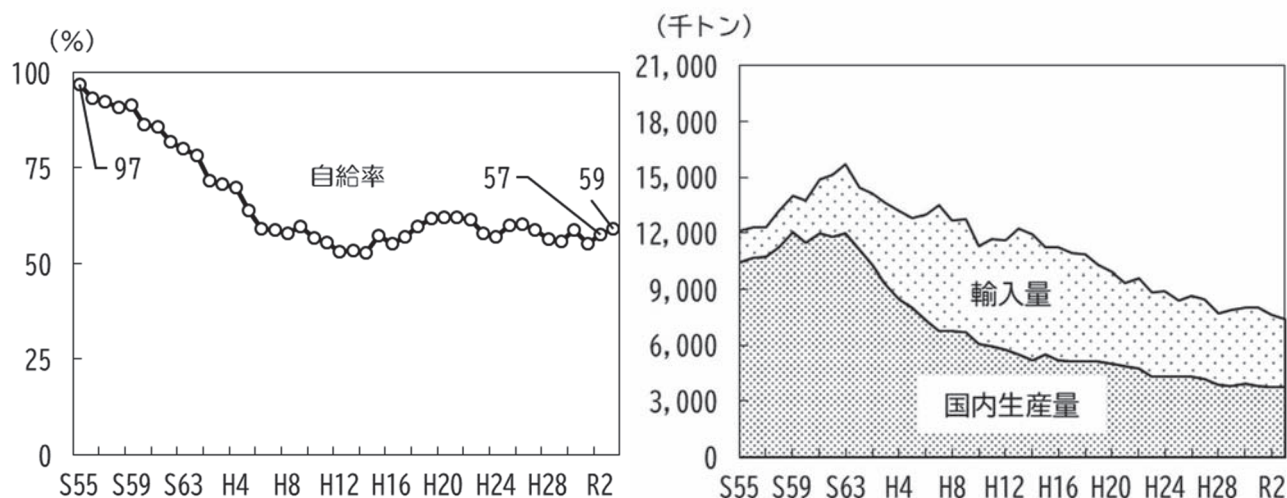
図I-3-1 魚介類の需給の現状（令和3年）



資料：農林水産省「食料需給表」

注：数値は、原魚換算したものであり、鯨類及び海藻類を含まない。

図I-3-2 魚介類の生産量、輸入量及び自給率（食用）の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

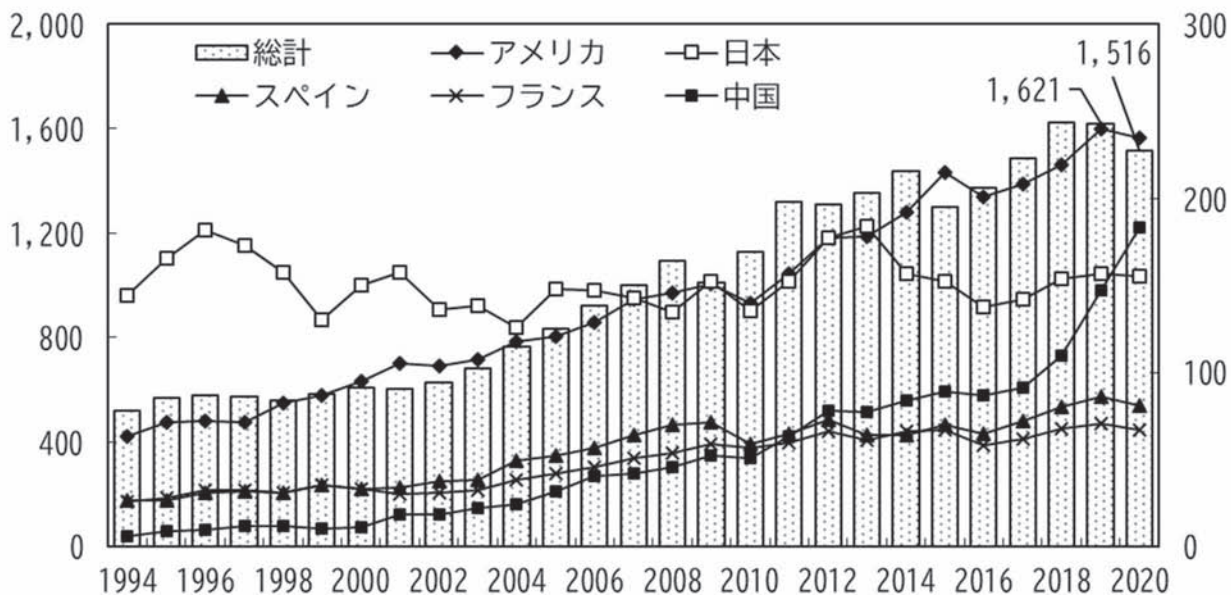
世界の水産物の輸入総額（米ドルベース）は、増加傾向で推移していますが、2020年（令和2年）は1,516億ドルと前年と比べて7%減少しています。

国別にみると、第1位はアメリカで230億ドル（対前年比2%減）、これに中国152億ドル（同17%増）、日本135億ドル（同13%減）、スペイン73億ドル（同10%減）と続き、水産物輸入国は、北米・アジア・EUの3地域に多くみられます（図I-3-3）。

図 I - 3 - 3 世界の水産貿易額の推移（輸入額）

（総計：億米ドル）

（国別：億米ドル）



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」

我が国の水産物の輸入は、海外 200 海里水域からの撤退等による輸入品の台頭、エビ等の需要拡大から、平成 9 年まで急速に増加しました。その後、増減しながら高い水準で推移し、令和 3 年においては、輸入額 1 兆 6,114 億円に対して、輸出額 3,015 億円となっており、依然として輸入が輸出を大きく上回っています。

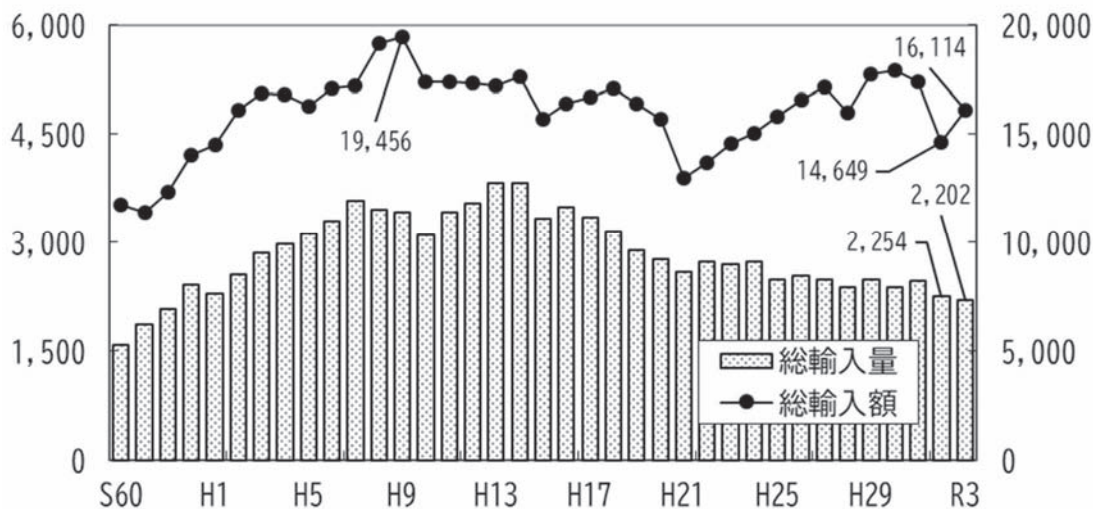
魚種別では、サケ・マス（2,206 億円）の輸入が最も多く、カツオ・マグロ類（1,862 億円）、エビ類（1,784 億円）の順となっています。

世界でも有数の漁業生産国である我が国の輸入依存度が高いのは、輸入水産物が国内水産物に比べて安価であることに加え、生産量が多く安定供給が可能であることから大手量販店等の取扱量が多いためと考えられます。

図 I - 3 - 4 我が国の水産物の総輸入量、総輸入額

（千トン）

（億円）



資料：農林水産省「農林水産物輸出入概況」

IV 水産政策の動向

<水産基本法の制定>

我が国の水産政策は、昭和 38 年に制定した沿岸漁業等振興法に沿って展開されてきましたが、排他的経済水域の設定、漁業生産の減少と水産物の自給率の低下、漁業者の減少と高齢化など、我が国の水産業をめぐる情勢が大きく変化してきたことから、国は新たな水産政策の基本方向を示すため、平成 13 年 6 月に「水産基本法」を制定しました。

この法律は、水産資源の持続的利用の確保を目的として、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念とし、その実現を図るための基本となる事項を定めています。

<水産基本計画の策定>

国は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向けて、「水産基本法」の第 11 条に基づく水産基本計画を策定し、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。水産基本計画には、水産物の自給率の目標が設定されており、次の考え方に基づく政策と、漁業者のみならず消費者も含めた関係者の取組や努力によって、自給率目標の達成を目指すこととされています。

水産基本計画は、今後 10 年程度を見通して策定されていますが、水産をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直しが行われており、直近では令和 4 年 3 月に新たな基本計画が策定されています。

水産基本計画（令和4年3月策定）の概要

新たな水産基本計画の基本的な方針

前計画

浜単位での所得向上による漁業の成長産業化や資源管理の高度化を推進

施策の方向性

- 産業としての生産性向上と所得の増大
 - ①沿岸漁業については、「浜」単位での所得向上の取組の展開（浜プラン）
 - ②沖合漁業・遠洋漁業については、国際競争力の強化
- 水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理
- 水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮

情勢の変化

- 水産改革の実施
 - ①漁業法の改正 → 科学的根拠（MSY）に基づく新たな数量管理の導入。それを実現するためのロードマップの策定（漁獲量444万トンの目標を設定等）
 - ②養殖戦略の策定 → マーケットイン型養殖業への転換
 - ③輸出戦略の策定 → 1.2兆円の水産物の輸出目標に向けた取組
- 自然環境・社会経済
 - ①地球規模の環境変化 → サンマ、イカ、サケ等の不漁の長期化 等
 - ②SDGs等の環境問題への国際的な取組の広がり → カーボンニュートラルの推進
 - ③社会全体でのデジタル化の進展
 - ④新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限や個人の行動様式の変化

新計画 持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

- ①海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施
- ②持続性のある水産業の成長産業化
- ③漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化の実現

✓第一の柱：海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- 水産資源管理の着実な実施
 - ・ロードマップに沿った着実な実行（IQ導入等）
- 海洋環境の変化への対応
 - ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
 - ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
 - ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

WCPFCによる太平洋クロマグロの資源管理

✓第二の柱：増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 漁船漁業の構造改革
 - ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等
- 養殖業の成長産業化
 - ・大規模沖合養殖システムの推進
- 輸出拡大
 - ・輸出目標の達成
- 人材育成
 - ・デジタル人材の確保・育成
- 経営安定対策

✓第三の柱：地域を支える漁村の活性化の推進

- 漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化
 - ①市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
 - ②海業（うみぎょう）など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化
- 各種施策の展開
 - ①水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
 - ②藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
 - ③防災・減災、国土強靱化

新たな水産基本計画のポイント

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- 資源調査・評価の充実
 - ・デジタル化の推進によるデータ収集等の充実
- 新たな資源管理の着実な推進
 - ・新たな資源管理システムの構築に向け、資源管理ロードマップを策定し、盛り込まれた行程を着実に推進
 - 資源評価対象魚種の拡大

進捗	2020年	119種	→	2021年	192種	→	目標（2023年）	200種程度
----	-------	------	---	-------	------	---	-----------	--------
 - MSYベースのTAC管理の拡大

進捗	2021年漁期から	8魚種で導入	→	今後	2021年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」に沿って順次TAC魚種を拡大
----	-----------	--------	---	----	---
 - 大臣許可漁業にIQ管理を原則導入

進捗	2021年漁期から	大中型まき網漁業（サバ類）	→	今後	2022年漁期から 大中型まき網漁業（マイワシ、クロマグロ）等
----	-----------	---------------	---	----	---------------------------------
- 海洋環境の変化への適応
 - ・海洋環境の変動リスクを着実に把握
 - ・資源変動に適切に対応できる漁業経営体の育成
 - ・複合的な漁業等の新たな操業形態への転換を推進
 - ・日本の海や水産資源、漁業を守るための国際交渉の展開 等
- 漁業取締・密漁監視体制の強化

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 漁船漁業の構造改革等
 - ・沿岸漁業については、現役世代を中心に漁場の有効活用の更なる推進
 - ・未利用魚の有効活用等による高付加価値化の推進
 - ・沖合漁業については、複合的な漁業への段階的な転換、船型や漁法等の見直し
 - ・遠洋漁業については、新たな操業形態の検討、海外市場を含めた販路の多様性の確保 等
- 養殖業の成長産業化
 - ・マーケットイン型養殖業の推進
 - ・大規模沖合養殖の推進や陸上養殖への届出制の導入 等
- 輸出拡大
 - ・輸出戦略に基づき、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円へ拡大（輸出重点品目：ぶり、たい、ホタテ貝、真珠） 等
- 人材育成
 - 【新規就業者等の育成・確保】
 - ・ICT等の習得を含めた新規就業者等の育成・確保
 - 【海技士の確保・育成】
 - ・海技資格の早期取得に向けた取組の推進
 - ・外国人材の受入環境の整備 等
- 経営安定対策
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業収入安定対策の在り方を検討 等

地域を支える漁村の活性化の推進

- 浜の再生・活性化
 - ・漁業の活性化による漁村の活性化
 - 拠点漁港の施設再編・集約と更なる機能強化
 - ・漁業以外の産業の取込みによる漁村の活性化
 - 漁港施設を活用した海業等の振興と漁港漁村の環境整備
 - 漁業者の所得向上を目指す「浜プラン」における交流事業や人材確保の取組促進 等
- 加工・流通・消費に関する施策の展開
 - 【加工】
 - ・国産加工原料の安定供給
 - 水産物供給の平準化の取組を推進
 - ・中核の水産加工業者の育成や外国人材の活用
 - 【流通】
 - ・IUU漁業の撲滅に向けて、国際約束等に基づく措置を適切に履行
 - ・水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、定期的に数値を検証
 - ・指定基準の指標と対象魚種については2年程度ごとに検証・見直し
 - 【消費】
 - ・国産水産物の消費拡大
 - ・水産エコラベルの活用を推進 等
- 防災・減災、国土強靱化への対応
 - ・気候変動等による災害の激甚化等への対応 等

水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

- みどりの食料システム戦略と水産政策
- スマート水産技術の活用
- カーボンニュートラルへの対応
 - ・藻場の保全・創造（ブルーカーボン）
- 新型コロナウイルス感染症対策
- 東日本大震災からの復興

水産物の自給率目標

	令和元年度	令和2年度（概算値）	令和14年度（目標値）
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%と設定

資料：水産庁資料

<水産政策の改革>

平成 29 年 4 月に策定した水産基本計画において、国は「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討を開始する旨を盛り込み、平成 29 年 12 月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に「水産政策の改革の方向性」を位置付けた後、更なる検討を経て、平成 30 年 6 月に改訂した同プランにおいて、「水産政策の改革について」を位置付けました。

併せて、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就労構造の確立を目指して、漁業法や水産業協同組合法の改正作業を進め、平成 30 年 11 月には新たな資源管理システムの構築などを内容とする「漁業法等の一部を改正する等の法律案」が第 197 回国会（臨時会）に提出され平成 30 年 12 月に可決・成立し、令和 2 年 12 月に施行されました。

○新たな資源管理システムの構築

水産改革の大きな柱の一つが新たな資源管理システムの構築です。資源管理には様々な手法があり、操業隻数や漁船の大きさを制限するインプットコントロール、漁具・漁期や漁獲物の大きさを制限するテクニカルコントロール、漁獲可能量（TAC）を制限するアウトプットコントロールなど魚種や地域の漁法に合わせて実施してきました。

この改正で、国では、漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが重要と考え、資源調査に基づいて資源評価を行い、漁獲量がMSY¹²を達成することを目標として資源を管理する国際的に見て遜色のない資源管理システムを導入することとしており、今後はTACを基本とした資源管理を進め、令和 12 年度には、漁獲量を 10 年前と同程度の 444 万トンまで回復させる目標を設定しています。

○生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

大臣許可漁業について、従来は 5 年に 1 度、全ての許可を一斉に更新することになっていたため、新規参入するには、次の許可の一斉更新時まで待つ必要がありました。また、漁船の大きさについても漁業種類等に応じてトン数の制限がありました。

改正漁業法の施行により、既に許可を受けている者の更新はこれまでと同様に扱うとともに、他の漁業者の廃業などで新規許可の余裕が生じたときは、必要に応じて許可できるよう見直されました。また、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるために、漁獲量全体に占めるTAC対象種の漁獲量の割合が高い漁業のうち漁業者間の調整を行い、資源管理措置を講ずることにより、国が責任を持って資源管理の実施や紛争の防止を確保することを確認した上で、漁獲物の相当部分にIQ¹³が導入された漁船については、トン数の制限など漁船の規模にかかる制限が撤廃できるよう見直されました。

○養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

漁業権とは、一定の水面で、一定の期間、他人に妨害されることなく特定の漁業を営むことができる権利です。

地元の漁業者が目の前の漁場を共同で利用し、貝や海藻を採るための「共同漁業権」については今まで地元の漁協に免許されており、改正後も変更はありません。

定置網を設置して漁業をするための「定置漁業権」と生簀などを設置して養殖業を行うための「区画漁業権」については、今まで漁業者又は漁協に免許が行われ、誰に免許するかは法律で優先順位が決められていましたが、この優先順位により、適切に漁業を営んでも漁業権の切替時に優先順位が高いものが申請した場合、再度免許を受けられないことから、経営の持続性・安定性を阻害しかねないとの指摘がありました。

そこで、改正後はこの優先順位を廃止し、漁場を適切かつ有効に活用する既存漁業者は継続利用を優先するものの、それ以外の者は民間企業を含め同順位であり、新たに漁業権を設けるなど既存の漁業権者がいない場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することになりました。

○海区漁業調整委員会の漁業者委員の公選制廃止

海区漁業調整委員会は、漁業者を主体とする委員会で、都道府県知事が漁業権を免許する場合などに意見を述べるなど、自ら漁業調整に関する指示を出す重要な組織です。

これまで漁業者の委員は選挙で選ばれ、委員総数は15名、内訳は漁業者・漁業従事者委員9名、学識経験・公益代表委員6名となっていましたが、改正漁業法の施行により、知事が議会の同意を得て委員を任命することになり、委員総数を地域の实情に応じて10~20名の範囲内で増減できるようになりました。その際、委員の過半数を漁業者・漁業従事者が占めること、漁業者の地区や漁業の種類が偏らないようにすること、事前に漁業者や漁業者団体による推薦・応募を行うことなどのルールが追加され、今後も地域の实情に合った委員会が設置できるよう見直されました。

○密漁対策に向けた罰則強化

近年、悪質な密漁が社会問題になっており、密漁件数も増加傾向にあることから、高値で取引され、被害が特に深刻なナマコなど農林水産省令で定める特定水産動植物について、許可を受けずに採捕した者や、密漁品と知りながら譲り受けや運搬を行った者への罰則が新設され、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金を科すこととなりました。この額は国内法における個人に対する罰金の最高額となっています。

○販売事業強化のための漁業協同組合制度の見直し

改正された「水産業協同組合法」では、漁協の役割として漁業者の所得増大に最大限の配慮をしなければならない旨明記されるとともに、販売事業を行う漁協に対して、販売の実践的な能力を持つ者を漁協の理事に登用することが義務づけられました。

また、漁協の信用事業への信頼を高めるため、貯金等合計額200億円以上の漁協について、公認会計士による会計監査が義務づけられました。（令和6年4月1日以降最初に招集する通常総会の日から適用）

○水産物流通適正化法の成立

アワビやナマコなど、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、輸出品や輸入品を含めて違法漁獲物の流通を防止するため、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和2年12月11日に公布され、令和4年12月1日に施行されました。

道としては、令和4年度に計7回の説明会等を実施し、関係者への周知を図ったほか、制度に関する相談や質疑応答、届出の受理等の対応を行いました。今後も国及び関係団体と連携し、制度の適切かつ円滑な運用に努めていきます。

<新たな在留資格「特定技能」の創設>

国は、平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を公布し、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度として、新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」を創設しました。

外国人材の受入れを行う特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）において規定され、「介護」や「建設」とともに「漁業」も特定産業分野となり、平成31年4月から「特定技能1号」で在留する外国人の受入れが可能となりました。

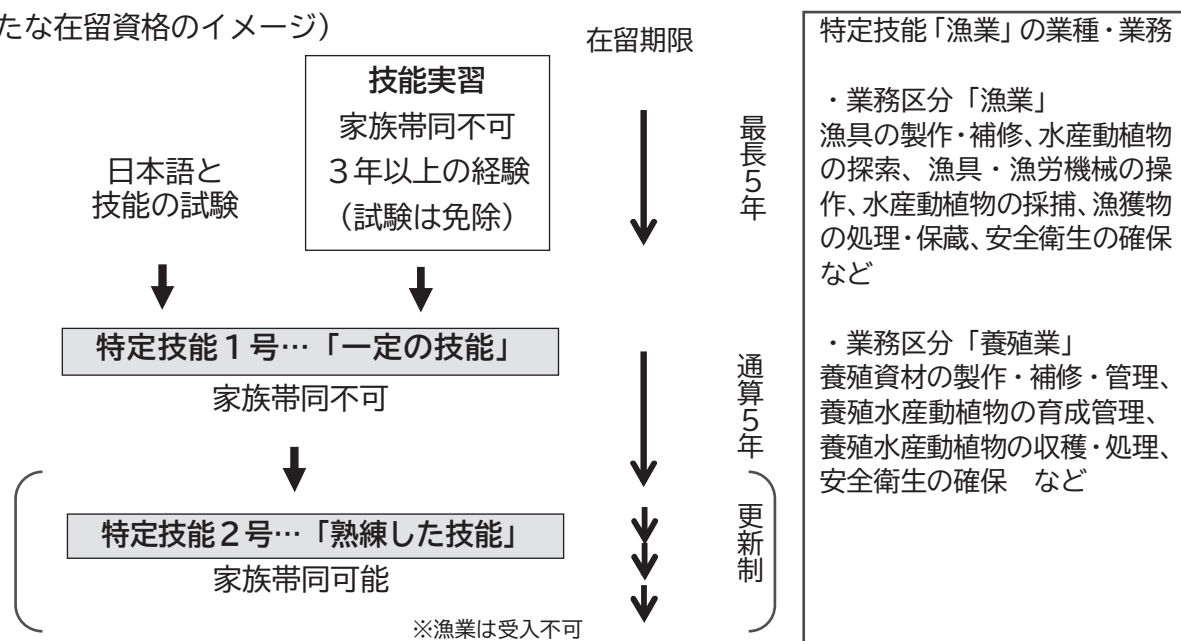
種類	
特定技能1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
特定技能2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野（14分野）：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入可）

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、通算で上限5年まで
 - 技能水準（※）：試験等で確認
 - 日本語能力水準（※）：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認
 - 受入機関又は登録支援機関による支援の対象
- （※）技能実習2号を修了した外国人は試験等免除

（新たな在留資格のイメージ）



【コラム】水産流通適正化法について

アワビやナマコの密漁については、漁業法の改正による罰則の強化等、各種対策がとられてきましたが、近年は非漁業者による検挙件数が増加する傾向にあります。また、FAOが「国際行動計画」や「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定するなど、国際的にIUU漁業撲滅の実行が求められています。

一方で、水産物は、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものを流通後に判別することは困難であり、違法な漁獲を撲滅するには、流通段階で違法な漁獲物を排除する仕組みが必要です。

このような背景を踏まえ、令和2年の第203回臨時国会において、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）が成立し、令和4年12月1日に施行されました。

この法律では大別して次の2つの制度があります。

（1）特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ、シラスウナギ）

※ シラスウナギは令和7年12月から適用。

特定第一種水産動植物等の流通には、採捕事業者（漁業者又は漁協）及び取扱事業者（卸売事業者、加工業者などの流通事業者）の届出、漁獲番号等の情報の伝達・保存、取引記録の作成等が義務づけられました。また、国が発行する「適法漁獲等証明書」がなければ輸出できないこととなりました。

（2）特定第二種水産動植物等（イカ、サンマ、サバ、マイワシ）

特定第二種水産動植物等の流通には、漁獲した船舶の旗国の政府機関が発行した適法採捕証明書等や、加工地の政府機関等が発行した加工申告書等の添付が輸入時に義務づけられました。これらの証明書等は、日本国内で漁獲した水産物を外国で加工し、日本に再び輸入する場合にも添付が義務づけられています。

道では、国及び関係団体と連携して、漁協及び卸売市場に対する説明会を実施するとともに、道内で食品衛生法の許可を有する魚類販売業、加工業者へ個別に周知を行ったほか、制度の周知と制度に対する質問や相談、届出の受理等に対応してきました。

今後とも、道は国及び関係団体と連携して、水産流通適正化制度の適正かつ円滑な運用に努めていきます。

